

「令和元年度第 10 回畜産部会」における意見

《議題：「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の構成案に関する意見交換等》

乳業者の立場から、新たな基本方針を策定するにあたり、①都府県を中心とした酪農生産基盤の強化、②都府県・北海道それぞれにおける生乳需給のミスマッチへの対応、③酪農支援組織の弱体化への対応、④消費者の信頼確保、⑤関税削減等の国際環境の変化への対応などが必要であることを申し上げてきました。

今回、農水省からお示しいただいた基本方針の構成案を拝見しますと、ただいま申し上げた意見については、概ね反映された構成になっていると理解いたします。

その上で、構成案を基本方針へと充実させていく観点から、3点意見を申し述べさせていただきたいと思えます。

1 10年後を見通した変化と対応方向

第1に、10年後を見通した情勢変化と対応方向に関する記載の必要性についてです。

基本方針は、「10年後（2030年度）における望ましい酪農及び肉用牛生産の姿を見通したうえで、その実現に向け、現状と課題を共有しながら、今後、関係者が一体となって取り組むべき施策や対応の方向を明らかにしたものとされています。

こうした観点からみると、今後10年の間に確実に起こる変化として、TPP協定等によりチーズなどの関税がほぼ無税となり、これに伴いプロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当制度が維持できなくなることがほぼ確実であると考えられます。このように国際環境が大きく変化することが確実な中で、何の準備も対応も検討せずに放置しておけば、わが国酪農乳業に大きな影響を及ぼすことは間違いありません。

一方、同じ2030年度を目標年度とするものとしては、国連で採択されたアジェンダ2030に基づく持続可能な開発目標（SDGs）がありますが、この点については、「V 酪農・肉用牛生産の持続的な発展のための対応」として、その方向性が示されていると考えられます。

このため、生乳需給の安定や酪農生産基盤の強化という方向性に影響を及ぼすことがないよう、また、酪農家の生産拡大に向けた努力に水を差す

ことがないよう、例えば、「国際環境の変化と対応の方向」のような項目を設けて、TPP 協定等による関税削減等への対応として、チーズに係る対策・対応の方向性等を明記する必要があると考えます。

2 酪農制度の運用の見直し

第2に、「Ⅳの1の(2) 社会情勢の変化に対応した最適な生乳流通体制の構築」についてです。ここでは、新制度を活用した付加価値を高めた乳製品開発・製造販売の推進、あまねく集乳する指定事業者が果たすべき集送乳コストの削減等の重要な機能の確保や、国による制度の趣旨の徹底、新たな制度下での適切な生乳流通体制の構築等の記載があります。

しかしながら、本畜産部会のこれまでのヒアリングや意見交換において、生産者や指定団体の代表者の方々からばかりでなく委員の皆様からも、新たな酪農制度に関して様々な課題や意見が表明されました。その中で、この新たな酪農制度について、目的通りに機能しているのか、その運用も含めて検証していく必要がある、とされたと認識しています。

したがって、表題にあるような「最適な生乳流通体制の構築」のためには、どのような運用等の改善を図るべきか検討することが重要であり、本構成案を基本方針へと深化・充実させていく過程で、指摘された課題等を踏まえた基本方針を作成いただきたいと思います。

3 都府県の酪農生産基盤の強化

第3に、わが国酪農の最大の課題である都府県を中心とした酪農生産基盤の強化についてです。

課題認識や対応の方向については、全体としては概ね反映されていると考えます。しかしながら、全国の酪農及び肉用牛生産に関する課題と対応の方向を項目別かつ網羅的に記載しているため、やむを得ないことかもしれませんが、課題や対応の方向が分散して記載されており、この非常に重要な課題に対する対応の方向性が見えづらくなっている印象があります。可能であれば、都府県の酪農生産基盤の強化については、特出しでまとめて記載するなどの工夫があってもよいのではないかと感じたところです。

なお、これまでに二度、意見として述べた水田を利用したデントコーン等の飼料作物生産の考え方については、多くの酪農家の皆様から感謝や共感の言葉をいただきました。改めて、都府県の酪農家の皆様の関心が非常に高い課題であることを認識したところです。「Ⅲの5 国産飼料基盤の強化」の中で、本件について何らかの方向性を示していただければ、生産者の意欲を喚起し、都府県の酪農生産基盤の強化に一定の貢献ができるの

ではないかと考えるところです。